

# Deloitte.

デロイトトーマツ



## 子どもを未来につなげる奨学助成プログラム

～Collective Impactによる【食べる×学べる＝Live Well】の実現～

## 1. はじめに – 一般財団法人デロイト トーマツ ウェルビーイング財団について

### (1) 当財団の概要

デロイト トーマツ グループ（東京都千代田区、グループCEO：木村研一）は、一般財団法人デロイト トーマツ ウェルビーイング財団（東京都千代田区、代表理事：吉川玄徳、以下DTWB）を設立し、2021年6月1日から活動を開始しました。

当財団は、社会課題解決を通じて公益の増進をけん引することで、より一層の社会価値の創出に貢献していきます。具体的には、人のWell-beingの向上に直接関わる教育・スキル開発・就業機会創出に加え、その基盤にある地域課題解決支援、災害復興支援、途上国支援、スポーツ交流支援、人権問題解決支援、Diversity, Equity & Inclusion推進支援、環境問題解決支援その他の公益の増進を図る事業に対する寄付、助成事業及び社会課題解決事業を行っていきます。

### (2) 当財団の設立背景

デロイト トーマツ グループは会計士、コンサルタント、税理士、弁護士などに加え、データサイエンティスト、エンジニア、サイバーセキュリティの専門家などを含む総勢約15,000名を擁しており、「経済社会の変革のカタリスト」をAspiration（ありたい姿）として掲げ、企業や社会の変革を後押しする役割を担うことを標榜しています。また、こういった多様な人材の専門的な知識や経験を活かした社会貢献活動や社会課題解決型ビジネスをこれまでも数多く展開してきました。加えて、「教育（Education）」、「スキル開発（Skills）」、「機会創出（Opportunity）」の3分野に焦点を当て、2030年までに全世界で累計1億人、日本で200万の人々に対してポジティブなインパクトを及ぼすことを目指す「World Class」の取り組みをデロイトのグローバルネットワークと共に推進しています。デロイト トーマツ グループはこれらの活動を通じて、人が財産であるプロフェッショナルグループとして、人とひとが関わることで生まれる相乗効果や信頼性の向上といった価値に長年着目してきました。

2020年以降のCOVID-19の感染拡大は、社会的格差や課題を一層先鋭的に顕在化させるなど人々に多大な影響を及ぼしてきています。こういった中、デロイト トーマツ グループは、2021年3月に、社会価値の創出を加速するために、自らが目指す社会像として、「Well-being社会」を掲げ、その構築に向けて様々な角度から社会価値創出につながる取り組みを強化することを表明し、その一環として財団が設立されました。デロイト トーマツ グループでは「Well-being社会」を、一人ひとりを起点とする個人のレベル（Personal／パーソナル）、私たちが属する地域コミュニティの集合体である社会のレベル（Societal／ソシエタル）、そして、それらすべての基盤である地球環境のレベル（Planetary／プラネタリー）の3つのレベルで構成されると捉えています。また、これら3つのWell-beingは同時に高めていくことが求められており、人とひととの相互の信頼と共感が起点となり、構築できるものと考えています。

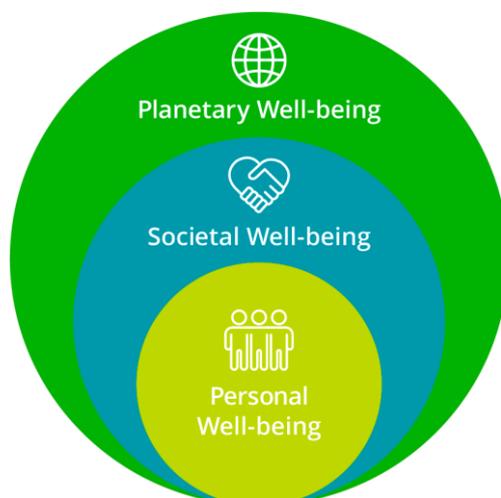


図1 人とひとの相互の共感と信頼に基づく「Well-being社会」

## 2. 本奨学助成プログラムの背景

### (1) 背景

現代の日本社会では、①心身の特徴による特別な配慮の必要性がある子どもや、②周りの環境による特別な配慮の必要性がある子どもなど、様々な配慮が必要な子どもたちがいます。また、それぞれの子どもが抱える課題や、子どもの周囲の課題も多岐に渡っています。その課題は大きく3つに分類することができ、①学びに関する課題と②食に関する課題、③親や支援者等その他周囲の課題が上げられ、子ども達にとって生きづらい社会になっています。各々の子どもは、図2の枠内にある「進学の諦め」「いじめ」・「体力低下」などの複数の課題を内在されている状況が広まりつつあると考えています（図2参照）。

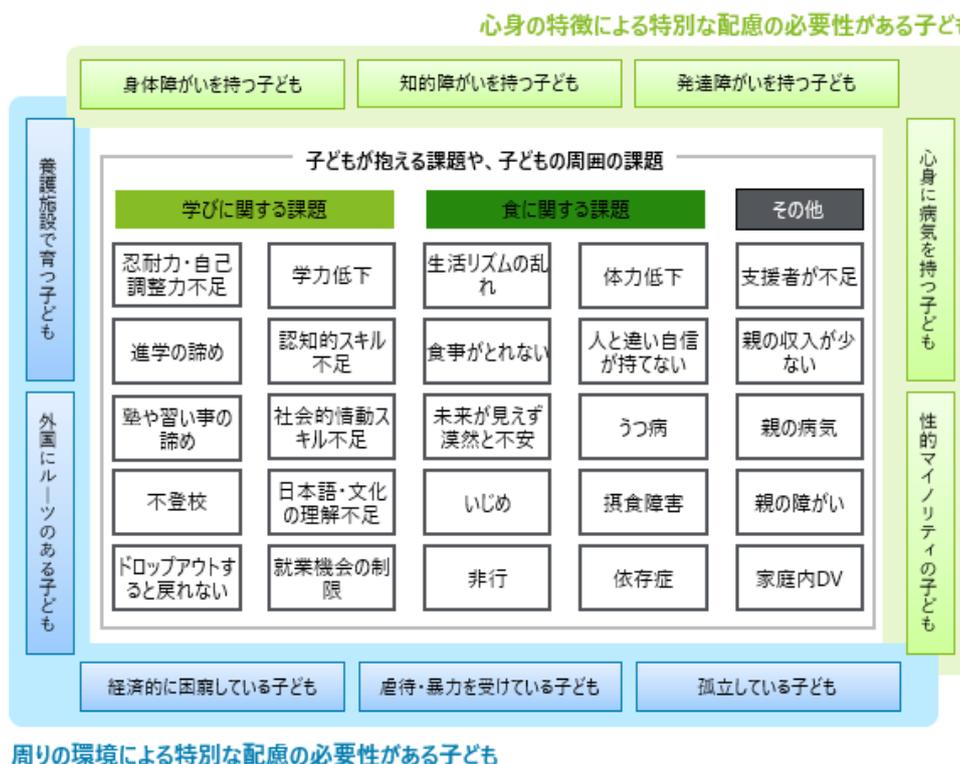
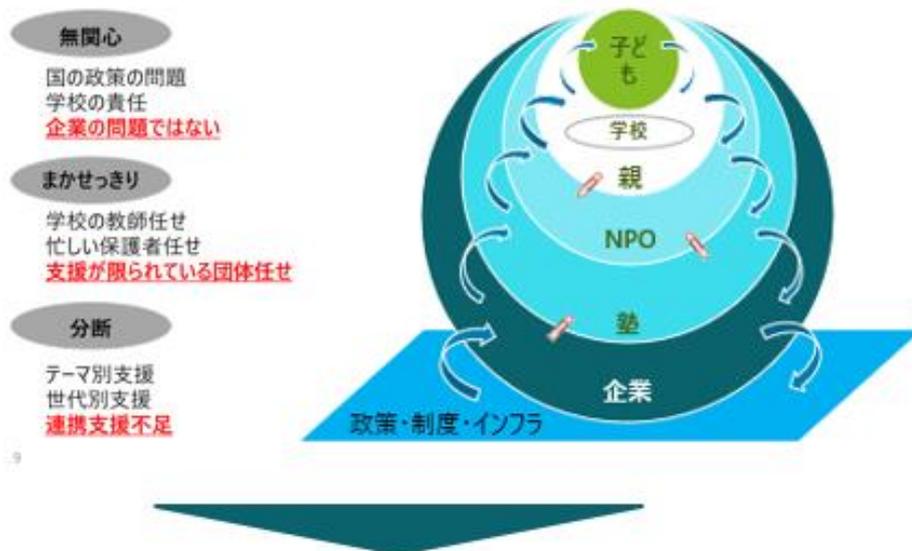


図2 配慮が必要な子どもたち及び子どもたちが抱える課題

現在の日本では、教育課題については学校外教育（塾・習い事）の重要性が高まっていますが、家庭の事情によっては、費用負担が大きいため利用が困難な状況となっています。教育支援・生活支援に関して、国（文部科学省・厚生労働省）や地方自治体、民間団体によって様々な観点で対策が講じられおりますが、支援が十分とは言えない状況にあると考えられます。

それぞれの子どもたちが抱える課題が多岐に渡るなか、子どもたちの成長をサポートする社会の構造を可視化していくと、「子ども」を中心に据えた際に、基本的な教育の提供者としては「学校」が位置付けられ、そして教育を含めた生活を支える「保護者」が位置付けられる階層が1つ独立して存在しています。その周辺で、テーマ別・世代別に焦点が当てられた支援が提供されており、その支援者のアクターとして「NPO」や学校外教育を提供する「塾」、国の政策・制度のもとに対応をする「企業」の層がそれぞれ独立する形で構成されています。これにより、国の政策の問題や学校に責任があるとして企業の無関心が生じていたり、学校の教師や保護者、支援団体への任せっきりの状況に繋がっています。しかし、上述のとおり、現代の日本社会では学校や保護者だけでは支えきれない状況が生まれていることから、各セクターや世代の枠を超えた連携支援が不足している状況を改善し、NPO、塾、企業などが多層的に子どもを応援できる構造転換が必要になってきていると考えられます（次項図3参照）。

そこで、子どもにまつわる教育問題や生活支援の課題解決に不足している点に対して企業にできることとして、「つながり、つなげ、教育インフラを太くする」をコンセプトに掲げ、上記の問題・課題に関心をもち、他のアクターに任せっきりにせず、連携すべきステークホルダー間の分断を防ぐことに、自らがインフラの一部となり取り組むことで、長期的に「教育インフラを太く且つ多層化する」ことに挑戦していきます。



✓ 自らがインフラの一部になる = **【教育インフラを太く・多層化する】**

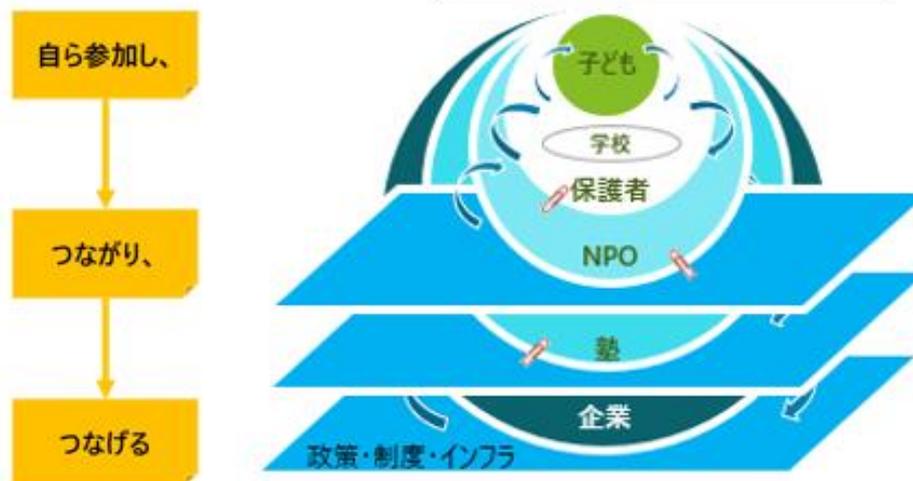


図3 教育に関わるステークホルダーの関係性と「つながり、つなげ、教育インフラを太くする」イメージ

上記「つながり、つなげ、教育インフラを太くする」に挑戦するための施策として、DTWBでは2022年に「子どもの教育分野におけるコレクティブ・インパクト実証実験」を実施しており、子ども教育分野のプロフェッショナルである株式会社公文教育研究会（大阪府大阪市、代表取締役社長：田中三教、以下KUMON）の協力のもと、こども食堂を運営するNPO団体と連携し、こども食堂に通う子どもたちに対して学習支援を提供し、【食べる】ことに合わせて【学べる】機能を併設する取り組みを行いました。本実証実験は、①子どもがより良く生きることに繋がったか、②子どもを直接支援するNPOの教育インフラを太くすることができたか、③補完的な企業が繋がることでコレクティブ・インパクトを生み出すことができたか、の大きく3つの要素に焦点を当て実施しました。

上記①の顕著な成果としては、学習支援の一部参加者の算数/数学・英語の学力をおよそ2学年ずつ向上することができており、この背景にはこども食堂という生活面（食べる）についてのインフラがあったことで保護者との接点ができ、家庭の状況を理解しながら、その上に学びを積み上げることができたことがと考察しています。上記②については、本事業によって学習支援に必要な教材の入手や講習を受けることが可能となり、且つKUMONによる伴走支援の結果、NPO職員が自立して子どもたちに学習支援を行うことができるようになりました。上記③については、DTWB、KUMON、NPOがそれぞれの強みを生かして役割分担したことにより、①および②の成果に繋がったと考察しています（次項図4参照）。

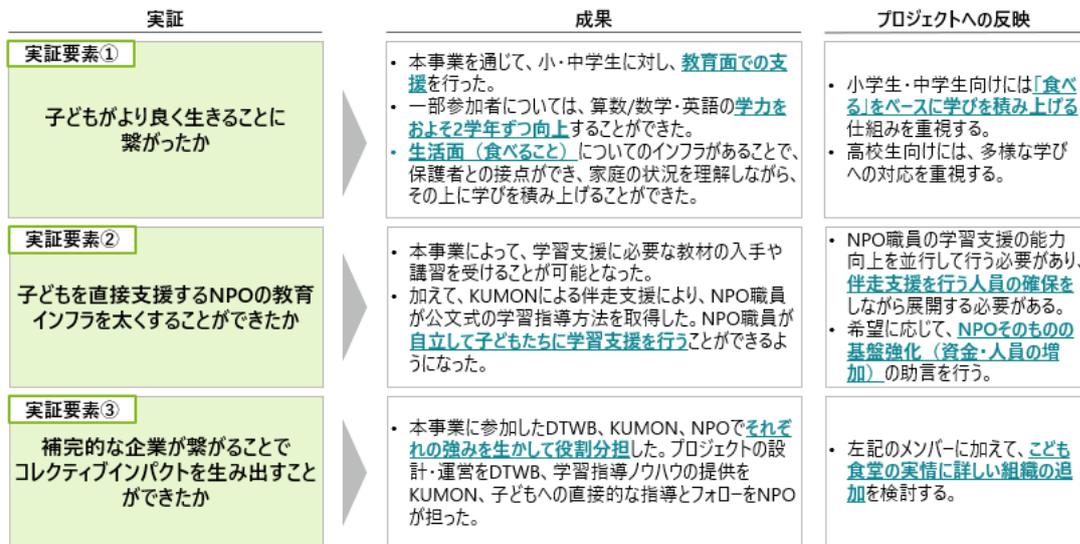


図4 KUMONと連携した2022年「子どもの教育分野におけるコレクティブ・インパクト実証実験」による成果と教訓

本実証実験により成果や教訓等多くの知見を獲得することができ、特に、【食べる】と【学ぶ】の2つの機能を併設することにより一定のインパクトを得られていることから、奨学助成プロジェクトとしてこども食堂や無料塾等、NPO等の支援団体に広く周知し、こども食堂には【学ぶ】機能を提供し、無料塾等の学習支援機関には【食べる】機能を提供して、2つの機能を併設する支援団体を増やすことで、より多くの困難を抱える子どもたちが、より良く生きるための活動【Live Well】を応援する助成プログラムを展開しています（図5参照）。特に、経済的な理由などにより困難を抱える子どもたちを対象として、プログラムを拡大していきます。2024年はさらに令和6年能登半島地震にて影響を受けた子どもを支えるプログラムとして、小・中・高校生の支援を現地で行っているNPO・NGO等の支援を行うプログラムを展開していきます。※ご希望がある団体にはKUMONの学習プログラムを活用した学習支援を行います。（令和6年能登半島地震にて影響を受けた子どもを支えるプログラムをご希望の場合）



図5 2022年実証フェーズから2023年以降の拡大イメージ

## (2) 公文式教材について

公文式学習はタブレットを利用し行います。（紙での教材の準備はございません）

子どもには、こども食堂/子ども支援を行うNPO・NGO等、各団体様の活動拠点にて、タブレットを使用して学習して頂きます。

※タブレット、PCは各団体様にてご用意頂く必要がございます

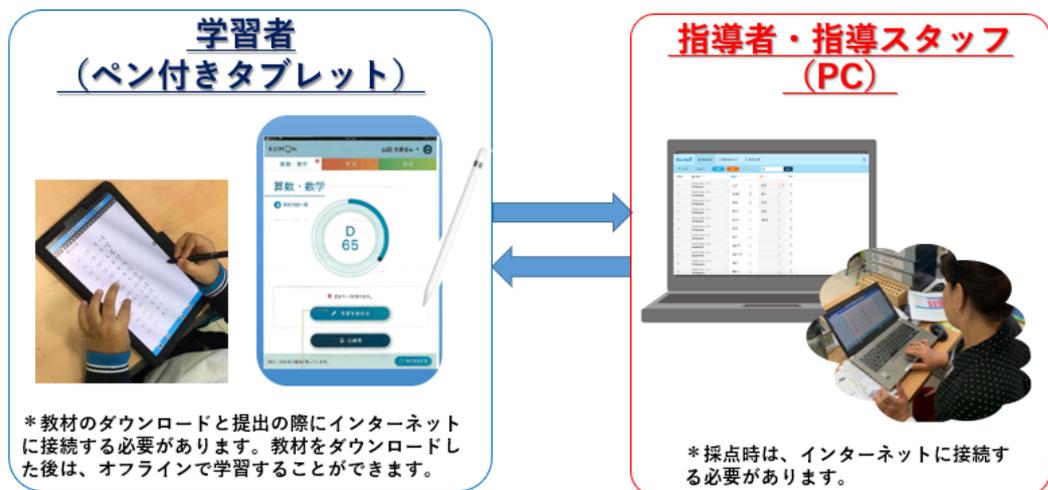


図6 KUMON CONNEXT (タブレット学習) イメージ①

初回に学力判断テストを行い、学習する教材を決定します。

学習は全てタブレットで行い、採点は指導者がパソコンをインターネットに接続し行います。（WiFiが利用可能な環境が必要となります）算数の採点を行っている間に、英語教材を実施するなど、対応方法はこども食堂/子ども支援を行うNPO・NGO等、各団体様にて検討可能です。

当日の学習状況についてはプリントなどの用意がないため、保護者へはLINEにてご報告頂くなど、ご検討頂く必要がございます。

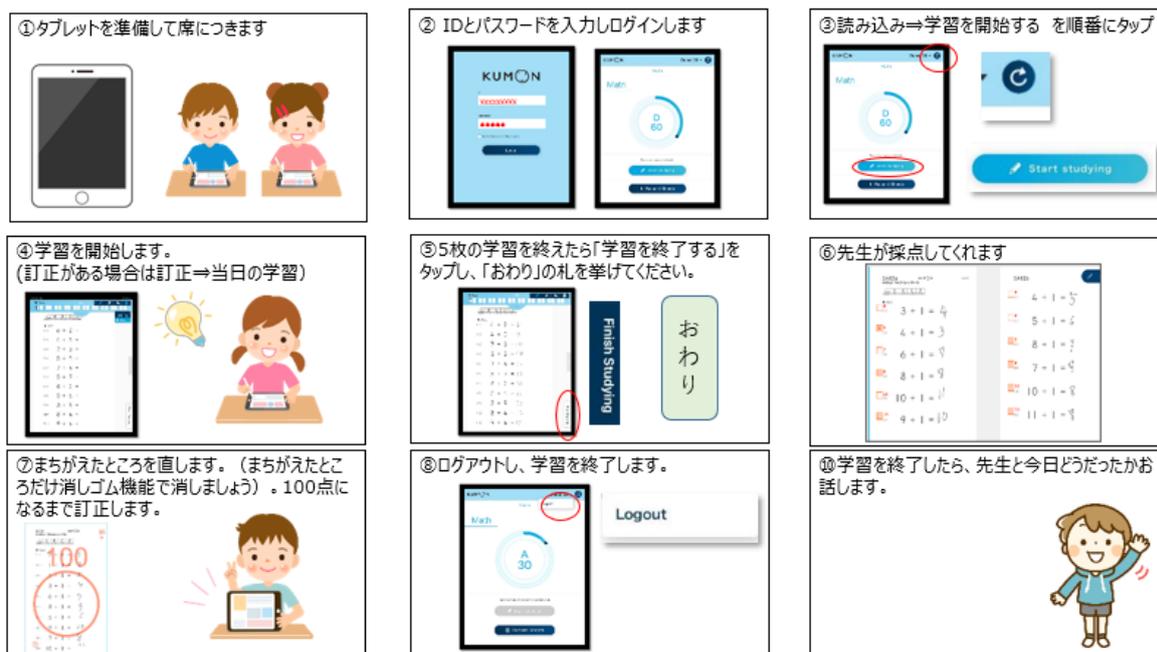


図7 KUMON CONNEXT (タブレット学習) イメージ図②

### 3. 公募概要

#### (1) 事業趣旨

DTWBは子ども教育分野のプロフェッショナルであるKUMONと連携して、こども食堂や無料塾等を支えることで、経済的な理由などにより困難を抱える子どもがより良く生きるための活動を応援する助成プログラム、【食べる×学べる＝Live Well プロジェクト】を展開します。本プロジェクトは、こども食堂に「学ぶ」機能を追加するための支援を行う「タイプA」と、無料塾等に「食べる」機能を追加するための支援を行う「タイプB」を設けています。また、今回は令和6年能登半島地震にて影響を受けた子どもを支えるプログラムとして、「食べる」×「学ぶ」支援を行う「タイプC」を別途設けています。（図8参照）。

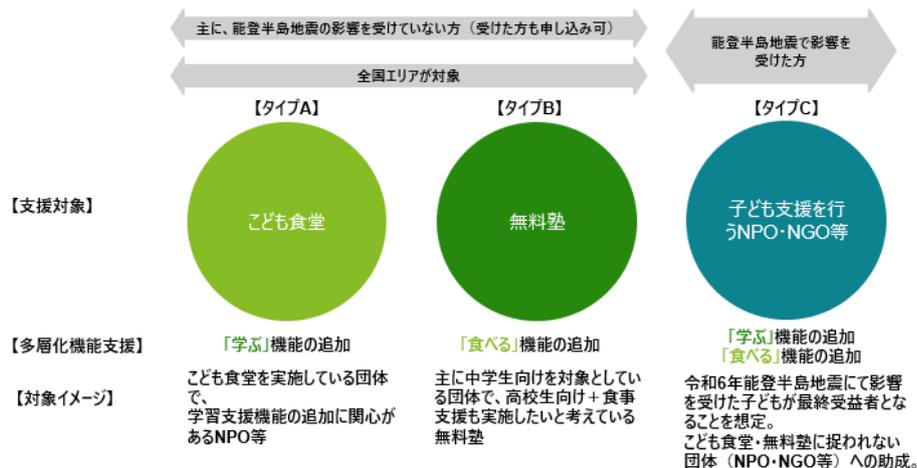


図8 タイプA, B, Cの支援イメージ

タイプAにおいては、2022年6月よりこども食堂向けの学習支援機能強化の実証実験を共同で実施してきたKUMONの全面協力のもと、KUMONの教育プログラムを活用した学習支援プログラムを展開します。

タイプBにおいては、無料塾等運営にあたり「食べる」支援を行うため、助成金にて支援を行います。

タイプCにおいては、令和6年能登半島地震にて影響を受けている地域のNPO・NGO等に、助成金にて支援を展開します。

※タイプCはKUMONの全面協力のもと、KUMONの教育プログラムを活用した学習支援プログラムの利用有無を選択頂けます。

タイプAとタイプBとあわせて一つの取り組みであり、両プログラムによって小学生から高校生まで途切れなく支援する体制を構築することを目指します。

また、タイプCはタイプA、タイプBの枠に採り入れない団体（NPO・NGO等）への支援をする体制を構築します。（図9参照）。

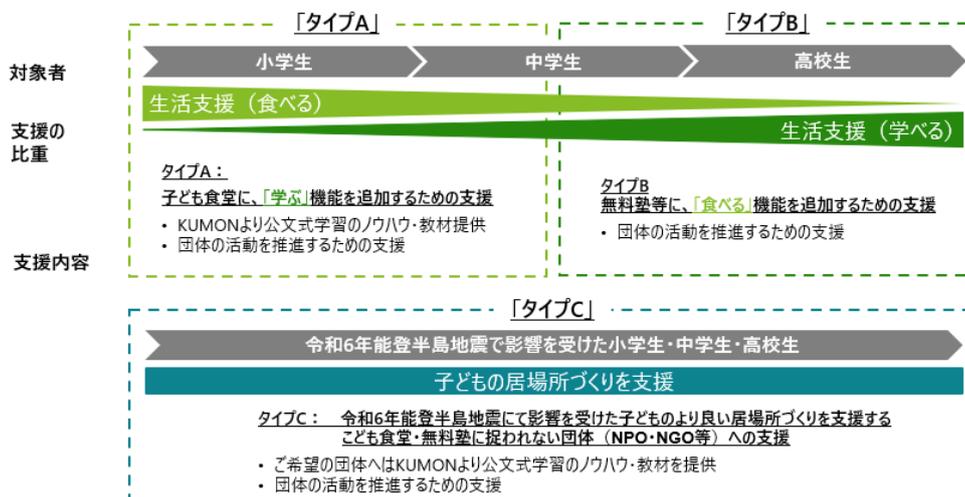


図9 タイプA, B, Cによる小学生から高校生までの一貫した支援

また、本事業はタイプA, B, Cいずれも単一団体での応募が可能ですが、他団体と協働して事業推進する「コレクティブ・インパクト」を期待しています。デロイトトーマツグループの源流である監査法人創設において中心的な役割を果たした等松農夫蔵は、「個我を脱却して大乘に附く」という精神のもと、目先の短絡的な利害得失にとらわれることなく、皆で力を合わせて高い理想の実現に邁進しようと働きかけました。このグループ創設時の精神は、デロイトトーマツグループの「Well-being社会」の構築に向けた活動に今も受け継がれ、本助成事業における重要テーマである「コレクティブ・インパクト」へと繋がっています。

※当監査法人の基本構想の関連情報は、こちらからご確認ください。  
[トーマツグループ「当監査法人の基本構想（東京事業所報創刊号）」](#)

タイプA（タイプCで公文式学習支援教材の利用を希望している団体）はKUMONの全面協力のもと、KUMONの教育プログラムを活用した学習支援プログラムを展開を予定している。

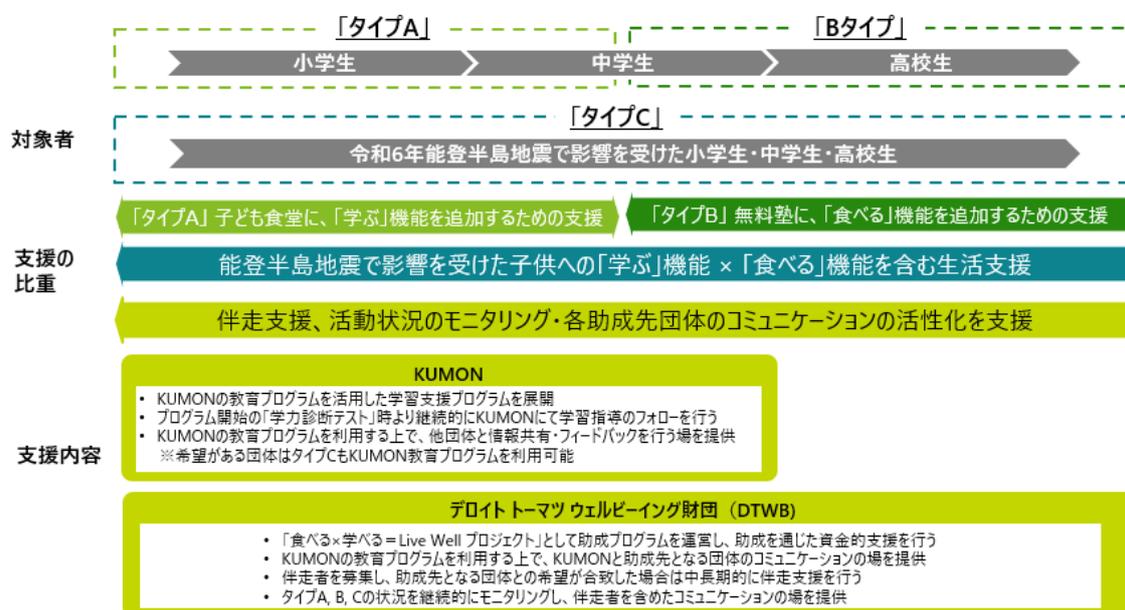


図10 KUMON、DTWB財団の支援内容イメージ

## (2) 伴走型支援

助成を通じた資金的支援に加え、助成先となる団体の活動の中長期的な持続可能性の審査基準の1項目として、伴走者を巻き込んだ形での申請を想定しています。そのため、申請の段階で伴走者の有無やその伴走内容に関して記載をいただきます。伴走者とは、以下のような個人又はチームを指します。

- 助成先となる団体の専任者や委託先ではなく、プロボノ等を通じた助成先となる団体の活動に参画している（又は参加予定である）方、
- 助成先となる団体において、事業実施にあたって不足している知見やノウハウを持つ方、具体的には、図11のような知見やノウハウを持つ方が例として挙げられます（図11参照）。

なお、申請時点で伴走者がいない場合や、不足している知見やノウハウを補う伴走者が十分ではない場合は、当財団がデロイト トーマツ グループ内から伴走者を同時に募集し、助成先となる団体と伴走者とのお引き合わせを支援します。

※有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる場合には、伴走者をお引き合わせできない場合がございます。

	伴走事項	伴走内容
専門領域	アプローチ方法策定・見直し	■ 社会課題の専門領域における学術的な観点等からのアプローチ方法に関する助言
経営	事業計画策定	■ 助成先団体の事業モデル、マーケティング計画資金計画、人員計画等の詳細化支援・検証
	経営機能の補完	■ 助成先団体に不足する経営機能を補完する専門人材による支援
	成果指標・評価プロセス作成	■ ロジックモデルの精緻化、成果指標の選定、助成先団体の日常業務への反映支援
人的資源	幹部人材コーチ	■ 対面でのディスカッションやカウンセリングを通じた助成先団体の幹部人材への、マネジメント力や人材育成力の向上支援
	スタッフ研修	■ オフィスソフトスキルや文書作成スキル等のスキルアップ支援
	人材採用	■ 事業拡大や実施に必要な新たな人材採用に関する助言・支援
	外部パートナーマッチング	■ 外部団体や有識者の紹介による助成先団体の事業推進能力強化支援
広報	メディア戦略	■ 新聞・テレビ・取材外部取材への助言、SNS活用支援等を通じた、事業対象者や地域社会への認知拡大支援
業務インフラ	文書作成	■ イベントチラシやアンケート、行政への申請書等の作成が必要な文書のフォーマット及び記載内容についての助言・指導
	バックオフィス整備	■ 事業を支えるために必要な総務・経理・人事業務等の支援（例：備品の購入・管理、給与計算・社会保険手続における助言等）
ガバナンス	理事会・取締役会実施	■ 定期的に開催される助成先団体の理事会・取締役会への参加及びファシリテーション
	理事会・取締役会体制構築	■ 健全なガバナンス体制の構築を目指した、助成先団体の理事会・取締役会の仕組み作り・改善支援

図11 伴走者による伴走内容例

申請段階で団体の協力者や伴走者が確定していない場合は、後述する申請様式（様式2）にその旨と検討状況をご記載ください。申請後、必要に応じて事務局がヒアリングを実施します。

上記のように、助成先となる団体に対する資金的支援に留まらず、同様の社会課題解決を目指す複数団体及び伴走者を巻き込んだ事業実施体制を構築することで、個々の強みを生かしながら、これまで難易度が高いとされていた社会課題の解決のスピードを一層加速することを目指し、助成先となる団体と伴走者が一緒に「Well-being社会」の構築に取り組むことを期待します。

#### 4. 助成プログラムの詳細

##### 【タイプA：小中学生向け こども食堂＋学習支援機能】

- (1) 目的
  - ・ こども食堂を運営している団体に「学ぶ」機能を追加することで、経済的な理由などにより困難を抱える子どもがより良く生きるための環境づくりをサポートすること
- (2) 支援内容
  - ・ タイプA, B, C合計 助成金額：1,000万円（1団体あたりの助成金額上限は150万円）
  - ・ 助成期間：2024年6月30日～2025年5月31日（2期）  
（※翌期以降も申請により最大3期連続で助成を受け得る）
  - ・ 学習支援：KUMONより、タブレットを利用した学習指導の研修、教材、学習指導のフォローなどを提供（算数/数学・英語の2教科）
  - ・ その他：ゼロイトーマツグループが団体の活動を推進するための支援を提供
- (3) 応募要件
  - ・ 対象地域：全国
  - ・ 支援対象者に、経済的な理由などにより困難を抱える小学生または中学生が含まれていること
  - ・ こども食堂を運営している団体で、学習支援機能の強化または追加に関心があること
  - ・ 学習者の個人情報保護機能があること
  - ・ 事業期間中、KUMONが提供する研修に参加し、公文式学習を活用した学習支援を行う体制を整えられること
  - ・ 公文式学習に必要なタブレット、PCの準備ができること（助成金の一部を利用することも可能）
  - ・ 施設内に安定したWi-Fi環境を提供できること
- (4) 採択団体の役割
  - ・ 団体に通う子どもたちに対して、事業期間中、公文式学習を活用した学習支援を行うこと。公文式教材に加え、学校の宿題やその他教材を活用することも可
  - ・ 事業期間中、学習活用に関する研修（全3回）や2か月に1度程度の会議（1時間程度）に参加できること
  - ・ DTWBに対し、定期的に事業の進捗を報告すること
- (5) 公文式学習法について
  - ・ 公文式学習法とは、下記を特長とする学習を通し、一人ひとりの「可能性の追求」を目指す教育です。
    - \* 個人別・学力別学習：学年にとらわれず、一人ひとりにあった箇所を学習できます
    - \* 自学自習で進む：教えてもらう＜自分で学ぶ＞という学習姿勢を大切にします
    - \* スモールステップの教材：少しずつ難しくなる教材で、たくさん計算の練習を積み重ねます
  - ・ 学習のステップについて
    - \* 学習開始時：  
学習をスタートする際に、「学力診断テスト」を受けていただき、学習を始める教材を決めます。多くの場合、その子の学年レベルよりも簡単な、楽に100点が取れるところから始めます。
    - \* 学習初期（1～3か月）：  
「楽にできる」「すらすら解いて100点が取れる」ところから学習をスタートし、短時間で一気に学習する「集中力」や「学習の姿勢」を養います。
    - \* 学習後期（4か月～）：  
「できた！」「わかった！」を積み重ねることで、勉強に対する自信をつけ、自分から意欲的に学習する習慣につなげていきます。学習が進むことで学年相当の学習内容に追いつき、いずれ追い越すことを目指していきます。
  - ・ 算数/数学の学習についてはこちらをご確認ください。  
[KUMON 算数/数学ムビー - YouTube](#) 
  - ・ 英語の学習についてはこちらをご確認ください。  
[KUMON 英語ムビー - YouTube](#) 

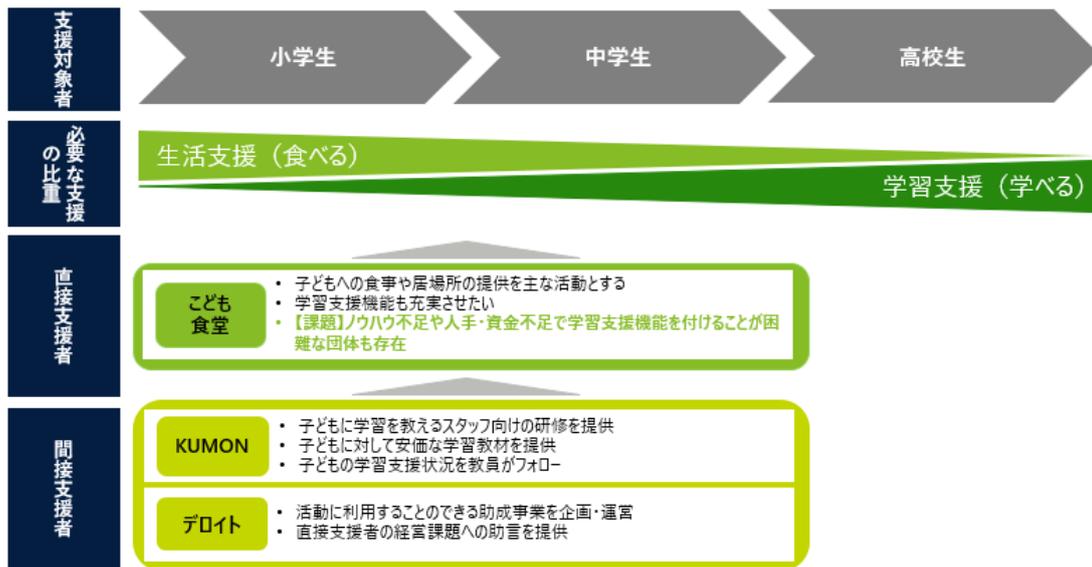


図12 タイプAの概要イメージ

【タイプB：中高生～20歳向け 無料塾等＋生活支援（食べる）】

- (1) 目的
  - ・ 無料塾等を運営している団体に「食べる」機能を追加することで、経済的な理由などにより困難を抱える子どもがより良く生きるための環境づくりをサポートすること
- (2) 支援内容
  - ・ タイプA, B, C合計 助成金額：1,000万円（1団体あたりの助成金額上限は150万円）
  - ・ 助成期間：2024年 6月 30日 ～ 2025年 5月 31日（2期）  
（※翌期以降も申請により最大 3期連続で助成を受け得る）
  - ・ その他：ゼロイトーマツグループが団体の活動を推進するための支援を提供
- (3) 応募要件
  - ・ 対象地域：全国
  - ・ 支援対象者に、経済的な理由などにより困難を抱える中学生または高校生が含まれていること
  - ・ 無料塾等を運営している団体で、食事支援の強化または追加に関心があること
  - ・ 中高生向けの学習支援機能の強化または追加に関心があること
  - ・ 学習者の個人情報保護機能があること
- (4) 採択団体の役割
  - ・ 団体に通う子どもたちに対して、事業期間中、学習支援を提供すること（週2回以上）
  - ・ 団体に通う子供たちに対して、事業期間中、「食べる」ための支援を提供すること  
（例：他事業者・団体・個人から協力を得てパントリー事業を行うなど）
  - ・ DTWBに対し、定期的に事業の進捗を報告すること

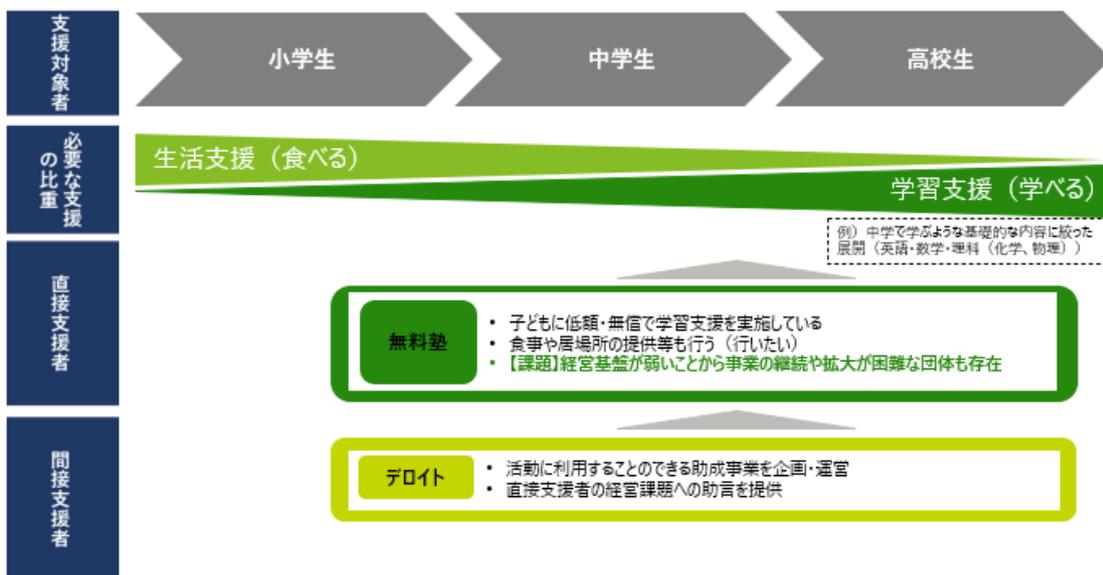


図13 タイプBの概要イメージ

### 【タイプC：令和6年能登半島地震で影響を受けた小・中・高校生向け

#### 子どもの支援を行うNPO・NGO等＋生活支援（食べる）×学習支援機能】

##### (1) 目的

- 令和6年能登半島地震にて影響を受けている地域の子どものよりよい環境で生活できるよう、子ども食堂・無料塾等を運営している団体、子どもの支援を行うNPO・NGO等にこどもの居場所づくりを支援することで、能登半島地震の影響により困難を抱える子どもがより良く生きるための環境づくりをサポートすること

##### (2) 支援内容

- タイプA, B, C合計 助成金額：1,000万円（1団体あたりの助成金額上限は150万円）
- 助成期間：2024年6月30日～2025年5月31日（1期）  
（※翌期以降も申請により最大3期連続で助成を受け得る）
- その他：デロイトトーマツグループが団体の活動を推進するための支援を提供
- 学習支援：ご希望の場合はKUMONより、タブレットを利用した学習指導の研修、教材、学習指導のフォローなどを提供（算数/数学・英語の2教科）  
※公文式学習教材の利用をご希望の場合には、申請書の「公文式学習を活用した学習支援を希望するか」の欄にチェックを入れてください

##### (3) 応募要件

- 対象地域：主に能登半島地域  
主に能登半島地域で活動をしている団体を対象としているが、能登半島地域に活動拠点、本部がない団体も、令和6年能登半島地震にて影響を受けている子どもの支援を行っていただければ申し込みが可能
- 令和6年能登半島地震にて影響を受けている地域の支援対象者（個人・団体）に、地震の影響などにより困難を抱える小・中・高校生が含まれていること
- こども食堂・無料塾等を運営している団体、子どもの支援を行うNPO・NGO（例：フリースクール、託児所、居場所づくり支援団体）で、地震の影響を受けている地域の子どもの支援を行っている、または関心があること
- 令和6年能登半島地震で影響を受けた子どもたちに対して、オンラインではなく対面で食事・学習に関わる支援を行える団体  
※学校・ホテルの共有スペースなど、子供たちと対面で活動を行える環境があれば応募可能
- 学習者の個人情報保護機能があること
- 事業期間中、KUMONが提供する研修に参加し、公文式学習を活用した学習支援を行う体制を整えられること（公文式学習支援利用をご希望の場合）
- 公文式学習に必要なタブレット、PCの準備ができること（助成金の一部を利用することも可能）  
（公文式学習支援利用をご希望の場合）
- 施設内に安定したWi-Fi環境を提供できること（公文式学習支援利用をご希望の場合）

##### (4) 採択団体の役割

- 令和6年能登半島地震で影響を受けた小・中・高校生を支えるプログラムとして、影響を受けた子どもの支援を行うこと
- 団体に通う子どもたちに対して、事業期間中、公文式学習を活用した学習支援を行うこと。  
（公文式学習支援利用をご希望の場合）
- 事業期間中、学習活用に関する研修（全3回）や2か月に1度程度の会議（1時間程度）に参加できること
- DTWBに対し、定期的に事業の進捗を報告すること

(5) 公文式学習法について（公文式学習支援利用をご希望の場合）

- 公文式学習法とは、下記を特長とする学習を通し、一人ひとりの「可能性の追求」を目指す教育です。
  - \* 個人別・学力別学習：学年にとらわれず、一人ひとりにあった箇所を学習できます
  - \* 自学自習で進む：教えてもらう＜自分で学ぶ＞という学習姿勢を大切にします
  - \* スモールステップの教材：少しずつ難しくなる教材で、たくさん計算の練習を積み重ねます
- 学習のステップについて
  - \* 学習開始時：  
学習をスタートする際に、「学力診断テスト」を受けていただき、学習を始める教材を決めます。多くの場合、その子の学年レベルよりも簡単な、楽に100点が取れるところから始めます。
  - \* 学習初期（1~3か月）：  
「楽にできる」「すらすら解いて100点が取れる」ところから学習をスタートし、短時間で一気に学習する「集中力」や「学習の姿勢」を養います。
  - \* 学習後期（4か月～）：  
「できた！」「わかった！」を積み重ねることで、勉強に対する自信をつけ、自分から意欲的に学習する習慣につなげていきます。学習が進むことで学年相当の学習内容に追いつき、いずれ追い越すことを目指していきます。
- 算数/数学の学習についてはこちらをご確認ください。  
[KUMON 算数/数学ムービー - YouTube](#) 
- 英語の学習についてはこちらをご確認ください。  
[KUMON 英語ムービー - YouTube](#) 

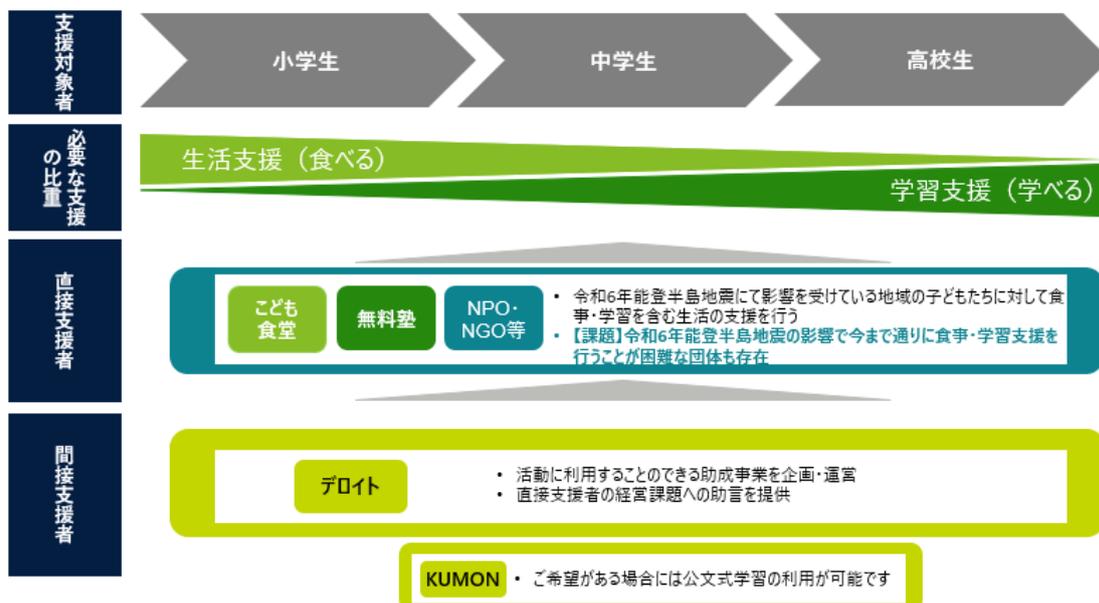


図14 タイプCの概要イメージ

## 5. 助成方式

### (1) 助成期間

2024年6月30日～2025年5月31日

### (2) 支払方式

3回払いを想定しています

### (3) 支払想定時期

第1回目：2024年6月末（予定）

第2回目：各団体様のご希望によりご相談

第3回目：各団体様のご希望によりご相談

均等払いを想定していますが、3回払いの割合については事業の展開方法などにより資金需要のタイミングが異なる可能性があるため、相談に乗ります。

## 6. 助成対象経費

### (1) 助成対象となる経費

#### ① 直接事業費

助成先となる団体による民間公益事業実施に直接係る活動経費です。

例：謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、人件費（当該事業に従事する業務従事者、役員の給与）など  
※タイプA、タイプC（公文式学習支援利用をご希望の場合）は公文式導入費、公文式学習に必要なタブレット、PC費用も含む

#### ② 間接事業費

助成先となる団体による民間公益事業実施に係る間接事業費です。

例：管理部門などの管理的経費、活動を実施するための調査費など

※想定している経費のイメージ

・タイプA：主に、「学ぶ」事業に関する支出を想定していますが、「食べる」事業に関して支出することを妨げるものではありません（公文の教材費、公文式を教える職員の人件費、スペースの費用等を中心とした必要経費）

・タイプB：主に、「食べる」事業に関する支出を想定しますが、「学ぶ」事業に関して支出することを妨げるものではありません（パントリー事業の強化費等を中心とした経費）

・タイプC：令和6年能登半島地震の被害にあわれた小・中・高校生を対象に食事・学習を含む生活の支援を行うプログラムの展開に関する支出を想定しています

### (2) 対象とならない経費

下記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額又は対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

① ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金

② 活動の拠点となる事務所等の設備工事費用、車両等の購入費用

③ 社会通念上、会議費の範囲を逸脱し、接待交際費に当たるもの

④ 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品など

⑤ 政治団体などへの資金供与費に当たるもの

⑥ 既に完了している事業に係る経費

## 7. 協力者となる団体

### (1) コレクティブ・インパクトによる協働

本奨学助成プログラムは、単一団体による申し込みが可能です。

しかし、DTWBは複数かつ多様な団体同士のコレクティブ・インパクトによる協働を促し、これまで難易度が高いとされていた社会課題の解決のスピードを一層加速することを目指しています。そのため、デロイト・トーマツグループとKUMONを含む多くの組織・企業・団体との協働による社会課題解決を期待しています。

協力者がいる場合は、下記事項を満たすこととし、複数の組織・企業・団体で構成される団体に  
関する情報を申請様式にて提示していただきます。

- ① 公募対象となる団体の全構成団体が、一定のガバナンス・コンプライアンス体制を満たしていること
- ② 公募対象となる団体を束ねるコレクティブ・インパクト運営専任の常勤スタッフを配置している  
(又は配置予定である) こと
- ③ 公募対象となる団体又は公募対象となる団体の代表団体が、一定の資金管理体制を構築していること

## 8. 公募対象となる団体にかかる注意事項

1団体1申請に限ります。

また、有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる場合には、申請をお断りすることがございます。

## 9. 審査基準

助成先となる団体を採択するにあたり、以下の観点を重視します。

### (1) 当財団活動との親和性

- 申請の事業内容は、当財団の設立趣旨と親和性があるか
- 申請の事業内容は、デロイト・トーマツグループが掲げる「World Class」の重点領域と整合しているか
- 申請の事業内容は、デロイト・トーマツグループの行動規範と整合しているか

### (2) 中長期での事業遂行力

- 団体の社会課題に対する熱意や、社会課題解決に対するコミットメントがあるか
- 事業遂行に対して、熱量や個人的な思い入れを持っているか
- 子どもと接する際に気を付けるべきこと、意識すべきことを考え実践しているか

### (3) コレクティブ・インパクトの実現性

- 共同体で目指す社会変革の像が共有され、行動がリンクできているか。
- 申請の事業内容に、新たな視点、視座、共感の連鎖を生むための仕掛けはあるか。
- 申請の事業内容が、社会へ根付くモデルとなるような可能性があるか。

### (4) 独立性

- 有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり、求められる独立性を毀損する恐れがないか

### (5) その他

- 申請書類に記載不備がないか

## 10. 公募のプロセスとスケジュール

- (1) 公募期間  
2024年2月14日（水）15時～2024年3月15日（金）15時まで
- (2) オンライン説明会  
第1回：2024年2月21日（水）15:00～16:00  
第2回：2024年2月28日（水）11:00～12:00  
第3回：2024年3月6日（水）11:00～12:00  
説明会にご参加をご希望の方は、ご希望の日程にて以下リンクより参加申し込みをお願いします。  
第1回：[https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN\\_zuoZMOJ1RdiGD1EijYyVw](https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN_zuoZMOJ1RdiGD1EijYyVw)  
第2回：[https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN\\_t5vEnp6XTaiqbqIqFACTYg](https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN_t5vEnp6XTaiqbqIqFACTYg)  
第3回：[https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN\\_9F\\_knA1\\_T0utCp\\_4u5U7TA](https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN_9F_knA1_T0utCp_4u5U7TA)  
オンライン説明会にご参加いただけなかった場合は、後日当財団HPにオンライン説明会の動画をアップロードしますので、そちらからご確認ください。
- (3) 書類審査  
2024年2月中旬から順次開始
- (4) 書類審査結果通知  
2024年3月中旬（予定）に事務局から個別にご連絡します。
- (5) 1次審査（面接）  
2024年3月下旬から順次開始
- (6) 1次審査結果通知  
2024年4月中旬（予定）に事務局から個別にご連絡します。
- (7) 2次審査（面接）  
2024年4月中旬から順次開始
- (8) 助成先となる団体決定・贈呈式  
2024年6月15日（土）（予定）に当財団HP及び事務局から個別にご連絡します。

## 11. 申請方法

- (1) 提出資料
  - ① 申請様式（様式1・様式2・様式3）
  - ② その他
    1. 定款、趣意書など団体の事業目的、活動目的を記載した資料（必須）
    2. 前年度の収支決算書（必須）
    3. 団体又は団体の協力者のパンフレットや広報資料、報道等、参考となるもの（必須）
    4. 本年度の収支予算書（株式会社の場合は予算案）（任意）
    5. 貸借対照表（任意）

※②その他の提出資料は、団体及び団体の各協力者の該当資料を提出してください。団体の体制を構築中等で、各協力者の該当資料を提出いただけない場合は、少なくとも団体を代表する団体の該当資料が必要です。

※個人事業主の場合は、上記1-5に相当する書類の提出をお願いします。

※当財団で書類確認後、必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※②の提出が難しい場合にはご相談ください。
- (2) 申請様式の入手方法  
下記URLより、申請様式（様式1・様式2・様式3）をダウンロードください。  
URL：<https://tohmatu.smartseminar.jp/public/file/document/download/30812>

### (3) 提出方法

① 下記Formsリンク（またはQRコード）より申請団体/代表団体の情報をご入力ください

URL：<https://forms.office.com/e/y1aL7BmcBv>

② 下記URLより、必要情報をご記載の上、提出資料一式を添付してください。

URL：<https://tohatsu.smartseminar.jp/public/application/add/48459>

なお、郵送での申請受付は行いませんのでご了承ください。



申請団体登録フォーム

### (4) 申請締切

2024年3月15日（金）15時まで

締切日時を過ぎてからの申請は原則として受け付けませんのでご注意ください。

## 12. お問い合わせ先

本助成事業の申請方法や申請内容など、ご不明な点等については下記までお問い合わせください。

デロイトトーマツウェルビーイング財団 事務局

住所：〒100-8360

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング

メールアドレス：[dtwb\\_livewell@tohatsu.co.jp](mailto:dtwb_livewell@tohatsu.co.jp)

電話番号：03-6213-1251

受付時間：平日9:30～17:30（※祝日・休日は対応していません。）

## 13. 申請資格要件

本助成事業の助成対象となる団体は、「4.助成プログラムの詳細」に記載の通りとなります。但し、公募対象となる団体及びその協力者が次のいずれかに該当する場合は本助成事業の公募の対象なりません。

- (1) 有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる団体。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の協力者の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
- (7) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体。
- (8) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体。  
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

## 14. 審査結果の公開

本助成事業の公募終了後、当財団HP上で、助成先となる団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）及び採択理由を一般に公表します。但し、公表にあたっては、助成先となる団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

## 15. 採択後について

### (1) 採択後の手続き

助成の内定後、当財団所定の誓約書を提出していただきます。助成先となる団体は採択後、当財団に対し、指定口座の振込みに関する情報を提供又は報告してください。

誓約書には、以下の内容が主に含まれる予定となっています。ご確認の上、本公募事業への申請をご検討ください。なお、誓約書の内容は変更される場合がございますので、予めご了承ください。

- ① 助成先となる団体として採択後、デロイト トーマツ グループに属する有限責任監査法人トーマツの監査クライアントなどの制限事業体にあたることとなった場合は、助成取消し・助成金の返還義務に従うこと。
- ② 助成金の対象経費以外の使用や、目的外使用が判明した場合は、助成取消し・助成金の返済義務に従うこと。
- ③ 反社会的勢力排除を目的とした表明・確約をはじめ助成先としての適格性を確認するための諸事項と、万一その違反が生じた場合や違反が疑われる場合は、助成取消し・助成金の返済義務に従うこと。

### (2) 事業の進捗管理

助成先となる団体は、事業活動の進捗及び総事業費の使用状況について当財団に報告してください。事業の進捗状況を把握するための協議を対面式（オフライン・オンライン）で四半期に1度以上程度行います。

### (3) 関係者の異動の報告

有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる、独立性を毀損する結果をもたらす状況にないことを都度確認するため、助成先となる団体の協力者の役員・伴走者の異動又は異動の可能性を認識したときには、可能な限り速やかに、当財団へ報告してください。

### (4) 助成事業終了時の報告

助成事業終了時には、事業の成果報告書及び収支報告書について当財団に提出してください。デロイト トーマツ グループに対して本助成事業の報告会を実施する際には、助成先となる団体として当該報告会への参加を要請することがあります。

## 16. その他

### (1) プライバシーポリシー

申請様式（様式1～3）や、その他提出書類にご記入・提出いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。

申請にあたり、以下のプライバシーポリシーのサイトをご確認いただき、同意いただける場合は、申請様式（様式1）の該当箇所に回答してください。

※プライバシーポリシーは、こちらからご確認ください。

デロイト トーマツ グループ 「プライバシーポリシー」

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html>

### (2) その他注意事項

書類の作成等に要する全ての費用については、各団体の負担となります。提出いただいた書類、資料などは返却できませんのでご了承ください。審査の結果、助成先となる団体に指定されなかったことによる一切の損害等について当財団が責任を負うものではありません。

以上

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。

“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001